

右については解雇後一定期間は何等手續を要せずして、被保険者たる資格を確保すること

保 险 給 付

一、給付範囲は大體に於て疾病、負傷、死亡、分娩とす

二、療養の程度問題

イ、完全醫療を爲すこと

ロ、入院轉地の必要あるものは迅速にこれを許可すること

ハ、家庭に於ける養護を許す事

ニ、同一疾病に對する給付期間百八十日の制限を相當延長する事

ホ、傷病手當金を増額する事

ヘ、私病に於ける傷病手當金の支給初期を事由發生の翌日よりとすること

ト、分娩料及理賃料を増額する事費用負擔

一、標準日給の算定を左の如くに改正すること

一、二、三級を削除し、四級七十錢を以て最低日給とすること、尙これによつて生ずる保険料總額に對する不足額分は政府

及共雇者に於て分擔すべし

二、保険料の現行分擔率の修正

イ、健康保險法の實施により從來工場法に於て規定され居りし雇用者の負擔額が質質的に輕減され居る事實に鑑み現在健康

保險法に於て雇用者の負擔し居る總額を増加すべし

ロ、労働者の健康を保護することは國家的乃至産業的に見て國家及社會の利益を増進する結果を招來する事に鑑み政府は雇

用者と同額の保険料を支出すべし

工 場 法 改 正 要 點

一、工場法適用範囲第一條第一項に十名以上とあるを當時三名以上の職工を使用するものと擴大すべし

二、公傷病は工場法に依つて健康保險法より獨立せしむること

三、施行令第七條の扶助料規定の標準日給を增加すべし

四、施行令第七條傷害扶助料を支給すべし」とあるを即時支給すべしと改正すること

五、紡織産業に於ける職業病たる一、脚氣二、呼吸器病三、肺結核を業務上の疾病と認めること

勞働者災害扶助法適用範囲の擴張

決 議

勞働者災害扶助法第一條に左の一項を挿入追加することを決議す

勞働者災害扶助法第一條第六項岸壁、棧橋、波止場、停車場、倉庫より馬力肩引にて貨物輸送の事業

質 行 方 法

日本労働總同盟を通じて該法案の改正を政府に要求すること

三、臨時工、日傭人夫名義に依る熟練工採用反対鬭争に關する件

提 案
大 阪 金 屬 労 働 組 合

主 文

我等は技術労働者を臨時工日傭名義に於て採用する巧妙なる脱法行為を撲滅す

決 議

我等は近時大工場が熟練労働者を採用するに當り人夫供給業者より臨時工日傭人夫名義に依つて雇用せられつゝある事實を